

ぶらい・みよし軽トラ☆マルシェ

出店における留意事項

1. みよし軽トラ市参加登録届出書を提出し、みよし軽トラ市実行委員会事務局に受理された団体には、各回の軽トラ市開催前に出店確認書を郵送しますので、必ず出店の有無をご連絡ください。
2. 出店用車両は軽トラック及び軽ワゴン車に限定し、出店場所は主催者が指定します。
3. 食品衛生法に基づく許可・届出等、出店者個々の営業に必要な許認可等は、出店者の責任にて対応していただくようお願いします。
 - ・漬物・ジャム・ドレッシング・切干大根などの加工食品を販売される方は、平成 27 年から届出が必要となっています。まだ届出を行っていない出店者は衣浦東部保健所みよし駐在へ届出をお願いします。
 - ・必要な許可が不明な場合は、衣浦東部保健所みよし駐在までお問合せください。
※衣浦東部保健所みよし駐在 みよし市西陣取山 90 電話 0561-34-4811
 - ・許可書等の写しを申込書とあわせて提出いただきます。
 - ※その他各種許可申請については、出店者が責任を持って行っていただくようお願いします。
4. 電気、ガス、水道は供給できかねます。必要な場合は持ち込みとなります。
5. 申込み内容を変更（販売品目の変更等）する場合は、速やかに事務局にご連絡ください。
6. 飲食（屋台等）関連の出店者におかれましては、あらかじめゴミ箱（袋）を備えるなど、自店商品の使い捨て食器等の回収にご配慮願います。
7. 営業終了時には、出店場所付近について責任を持って整理・清掃等を行い、現状回復を確実に行ってください。
8. 出店に関する事故等については、主催者は一切の責任を負いかねます。
9. 火気・発電機を使用される出店者は、業務用消火器の設置など、防火対策を確実に行っていただくようお願いします。
10. お客様からクレーム等があった場合は、出店者が責任を持って対応してください。なお、事務局から関係出店者に直接内容をお伝えし、改善をお願いする場合がありますので、よろしくをお願いします。
11. 販売品は手作り品に限定します。またコピー商品など法律に違反する物品や社会通念上ふさわしくない」と実行委員会が判断したものは販売できません。
12. スムーズな進行及び安全を確保するため、出店者は主催者の指示に従ってください。上記項目を守れない場合は、次回以降の参加をお断りさせていただく場合がございます。

お問い合わせ先

みよし軽トラ実行委員会事務局（産業課緑と花のセンター内）

電話 0561-34-6111

FAX 0561-34-6161